

人勾子又云春日日狐臣女曰糠子と見えたり女に子の字を付る事の始なるべし、
〔松の落葉四〕男女の名昔やうにつくはひがことなる事

女の名歌よむ人はなに子といふをみやびたりとこゝろえてたれもく、なに子くれ子とぞいふなるいにしへにこそさやうの名はみゆれ今の世はなべてのふりにあらねばわろきこと、なに彦くれ麻呂のごとし、まかのみならず大同弘仁のころよりは、皇后内親王女王のみ名、なに子くれ子といふにさだまれるやうになりぬれば下さまの人は心してさる名はつくまじきことぞかし、さていやしき女はむかしはなにめといへる多し、たゞし此ごろのに同じきもあり、おもひいづるまにく、ひとつふたついはん、續日本紀に、八重古今和歌集に、まぢ、後撰集に、そで、大和物語に、むつなごなり、かくいにしへに例あれば、かうやうの名つくとして、何のさとびたることかあらん、

〔薩戒記 部類二〕典子 憲子 言子 理子 倫子 具子 堯子 以子 幸子 因子 辰子 勝子 藤子 僚子

凡女人名字不可憚舊人歟雖然女院國母内親王等無何可除條可宜申候而撰之處此名字等無憚但先例内親王參宮參院等之類不相憚之也

〔日本書紀七景行〕四年二月是月天皇聞美濃國造名神骨之女兄名兄遠子弟名弟遠子並有國色則遣大碓命使察其婦女之容姿

〔古事記下雄略〕一時天皇遊行到於美和河之時河邊有洗衣童女其容姿甚麗天皇問其童女汝者誰子答曰己名謂引田部赤猪子

〔日本書紀十四雄略〕十三年三月狹穗彦立孫齒田根命竊好采女山邊小島子

〔三代實錄三清和〕貞觀元年十一月廿日辛未授正四位下源朝臣全姬從三位無位爲子女王意子女王